解散公告

当社は、平成二十八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二日

愛媛県東温市志津川一五七番地一

有限会社オフタイム設計

代表清算人　吉川　樹志

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二日

長崎県佐世保市立神町無番地

有限会社ティエヌテクノサービス

清算人　市嶋　英延

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二日

宮崎市江南三丁目八番一〇号

有限会社続人間

清算人　市來　善弘

解散公告

当法人は、平成二十八年四月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二日

鹿児島県薩摩川内市平佐一丁目一〇七番地

特定非営利活動法人川内川生きものクラブ

清算人　児玉　賢志

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二日

沖縄県石垣市字大川四三六番地

株式会社　大川ブロック

代表清算人　砂川　健

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年三月十三日開催の組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二日

青森県黒石市大字牡丹平字福民一二番地四

農事組合法人牡丹平水稲営農組合

代表清算人　渡邊　正二

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二日

東京都練馬区小竹町一丁目一一番一号メイゾン小竹向原管理人室

メイゾン小竹向原管理組合法人

清算人　山本紀一郎

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月二日

山形県酒田市上本町六番七号

前田企業年金基金

清算人　前田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道河東郡上士幌町字上士幌東二線二三八番地、最後の住所北海道河東郡上士幌町字上士幌東二線二四〇番地

被相続人　亡　家常　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

事務所　北海道帯広市東三条南一四丁目八番地　弁護士法人斉藤道俊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中原　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町大字上稲葉二二五番地、最後の住所栃木県足利市通一丁目二七〇〇番地

被相続人　亡　荒川　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

栃木県足利市田中町九〇七番地五リッツタワー五階　皐月法律事務所

相続財産管理人　弁護士　星澤　栄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡千代田町大字新福寺二七九番地一、最後の住所群馬県太田市下浜田町四九二番地七

被相続人　亡　下町　弘樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

群馬県太田市飯田町一八九番地　青田ビル三階　弁護士法人せせらぎ法律事務所太田事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　昌幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市栄区笠間五丁目二一七番地、最後の住所横浜市栄区笠間五丁目一番四一号

被相続人　亡　山岡万里子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階

相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市栄区桂台南二丁目一〇九三番地一四、最後の住所横浜市栄区公田町五三四番地一アルカーデン本郷台ＷＩＮＧ五〇五号

被相続人　亡　和田　恒

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

横浜市中区相生町四―七五　ＪＴＢ・ＹＮ馬車道ビル四階　杉原・須々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須須木永一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市月岡四丁目三〇一一番地、最後の住所新潟県加茂市神明町二丁目一四番四号

被相続人　亡　目黒　友一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二日

事務所新潟県三条市興野一丁目一〇番一四号

相続財産管理人　司法書士　佐藤　泰男

第44期決算公告

平成28年5月27日

青森市大字浦町字奥野354番地9

八甲通信建設株式会社

代表取締役社長　成田　幸夫

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	186,832
	固定資産	7,877
	合計	194,709
負債及び純資産の部	流動負債	34,094
	固定負債	16,042
	株主資本	144,573
	資本金	30,000
	利益剰余金	114,573
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	112,073
	（うち当期純利益）	(5,063)
	合計	194,709